

## 東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について（事例4）

### 1 事案の概要

本件事故当時、釣具・釣舟業を営む有限会社に雇用される歩合制の釣船船長をしていた申立人が、本件事故により、釣舟屋について漁協が船出を禁止し、収入がなくなったとして損害賠償を求めた事例。

### 2 審理経過の特徴

- ・和解案提案後に、被申立人がそれまで主張のない新たな事項を主張して和解案の再考を求めたため、和解成立が遅延した。
- ・被申立人による新たな事項の主張は、和解案を再考するに値しないものにすぎず（証拠として提出された随意契約理由書は、その記載（港が地震・津波により復旧・応急工事を行う必要がある）から港の状況全体が推測できるものではなく証拠価値はゼロ。）、この主張をすること自体が手続の遅延を意図したものと言わざるを得ない。

### 3 審理の経過

- 24.2.1 申立ての受付（総額240万円の就労不能損害を請求。月額20万円の計算）
- 24.3.2 被申立人の答弁書提出
- 24.4.12 第1回口頭審理期日
- 24.5.10 和解案提案（23年5月までは地震・津波の影響による操業不能と認定し、23年6月から24年1月までの8か月間につき月額20万円、合計160万円の支払を提案。回答期限 24.5.23）。申立人は、5.23 までに受諾。
- 24.5.16 被申立人意見書及び乙3号証提出（別紙1）
- 24.6.1 被申立人意見書及び乙4号証提出（別紙2）
- 24.6.7 調査官から被申立人代理人に和解案維持と早急な回答を指示（別紙3）
- 24.6.20 調査官から被申立人代理人に和解案に対する早急な回答を指示（別紙4）
- 24.6.20 被申立人意見書提出（別紙5）
- 24.7.3 調査官から被申立人代理人に、電話で、受諾しなければ打ち切る旨通告
- 24.7.4 被申立人が和解案受諾
- 24.7.30 和解契約成立（別紙6）